

## 佐伯市産後ケア事業

### 利用できる方

佐伯市に住民票がある、産後4か月までの産婦さんと赤ちゃんで、支援を必要とするすべての方が対象です。

- 体調不良により、休養の必要な方
- 精神的な落ち込みがある方
- 育児の心配が強い方
- 家族等からの育児、家事等の支援が受けられない方 など

### 事業の内容

大分県内の協力医療機関（産婦人科や助産院）において、日帰り（7時間程度）または宿泊の利用で、助産師等のスタッフから個別にケアを受けることができます。

#### 〈産後のケア〉

- お母さんの体調管理
- おっぱいのケア など

#### 〈赤ちゃんのケア〉

- 健康状態や体重、栄養方法の確認 など

#### 〈育児の相談・指導〉

- 赤ちゃんのお世話の仕方
- 授乳指導 など

### 1回あたりの利用者負担金

サービスの種類	一般世帯	生活保護 非課税 世帯
デイサービス型 (10時～17時) 日帰り・昼食提供	1,500円	無料
宿泊型 (10時～翌日10時) 1泊2日・3食提供	3,000円	無料

※利用施設によっては、ミルクやおむつなどの消耗品費用・きょうだい児の受け入れ費用が追加になります。

### 利用期間・回数

協力医療機関（産婦人科や助産院）により、受け入れ可能な月齢が異なります。  
必要に応じて、デイサービス型・宿泊型（1泊2日を1回）をそれぞれ7回まで利用可能です。

### 佐伯市内の協力医療機関（産婦人科や助産院）

	受け入れ可能な月齢
すがのウィメンズ クリニック	2か月まで
わたなべ助産院	4か月まで (きょうだい児の受け入れ可)

※佐伯市外の協力医療機関の利用も可能です。  
希望する場合は、お問い合わせください。

### 利用までの流れ

1

「佐伯市産後ケア事業利用申請書兼承認・不承認通知書」による申し込み

産後ケア事業の利用希望を「さいきっすまある」までご連絡ください

2

保健師による状況確認

産婦の状況を面接にてうかがいます  
施設との日程調整や利用希望を確認します  
(※聞き取りの結果、申請いただいても利用できない場合があります)

3

利用決定通知

佐伯市の審査決定後に、承認・不承認通知書を郵送します

4

産後ケア事業の利用

利用者負担金は、利用施設に直接お支払いください

### 申請時に必要なもの

- ① 佐伯市産後ケア事業利用申請書兼承認・不承認通知書
- ② 世帯全員の市民税・県民税課税証明書または同意書
- ③ 母子健康手帳

お気軽にご相談ください